

# 変貌する大学教育費「親負担ルール」と 学生経済支援 ～現状と課題～

末富 芳

(福岡教育大学 教育学部 准教授)

## 一 「健気な親の消滅」説と「親負担ルール」の変貌

大学教育費を、「誰が」「どのように」負担するのか、という問題は日本の高等教育がかかえる深刻な課題の一つである。

「これまで日本の高等教育を支えてきたのは自分の老後よりも、子どもの将来を考える『健気な親』であった。ところが今やその基盤が崩れようとしている。『健気な親』は自分の生活費や老後資金を削ってでも、子どもの大学教育費を支払うが、『健気でない親』は子どもの大学教育費を支払わないか、家計が苦しくなれば子どもの大学を辞め

させようとする(潮木二〇〇六、一六九―一七三頁)。このように、日本の高等教育の現場で「健気な親の消滅」を実感している大学教員も少なくはらずである。

意外なことに、親子の間で、「誰が」「どのように」教育費を負担しているのか、ということを明らかにした研究は少ない。日本学生支援機構『学生生活調査』でも、集合的な傾向は明らかになるものの、「健気な親」や「健気でない親」がどのような教育費ルールを子どもとの間で形成しているのかはわからない。島(一九九九)は大学生へのインタビュー調査から親子間の教育費負担ルールの多様性を描出している希少な先行研究の一つである。

筆者も従来、大学教育費を「誰が」「どのように」負担しているのかという課題に対し研究を行ってきた。日本では、「健気な親」の存在に代表されるように子どもへの大学の授業料、生活費ともに保護者が負担する「親負担ルール」が主流であったとみなされてきたが、「健気な親の消滅」は親子間教育費ルールを多様化させつつある。

本稿では、二節で親子間教育費負担ルールの多様性を検証し、三節で学生の大学教育費に対する経済的役割の拡大に対し、奨学金、授業料免除といった学生経済支援がいかなる効果をもたらしているのか検証する。そのうえで、日本の大学における学生支援の課題について、明らかにする。

二 変貌する「親負担ルール」

1 大学教育費の親子間負担ルール：授業料・仕送り・奨学金への着眼

ここからは、筆者自身が二〇〇七年度に実施した近畿・九州地方の二県における大学生調査（『大学生の地域移動と教育費に関する実態調査』）を利用して、親子間教育ルールの実際について検討を深めていく。サンプル数が、一二

表1 親子間教育費ルールのパターン

	教育費ルール	授業料	仕送り・小遣い	奨学金
1	親負担	保護者	○	×
2	親子協力	保護者or学生	○	○
3	親子区分	保護者	×	○ or ×
4	学生負担	学生	×	○ or ×

支払い、仕送り・小遣いも子どもに渡し、奨学金利用もしていないもとも親役割の大きいルールである。2.「親子協力」ルールとは、保護者からの仕送り・小遣いと、学生自身の奨学金利用により、大学教育費を賄うルールである。大学教育費を親子双方の負担で乗り切ろうとするところから「親子協力」と呼称する。授業料を保護者が負担する場合と学生が負担する場合に大別されるが、これは後述するように学生の居住形態（自宅／自宅外）の影響が大きい。

さて3.「親子区分」とは、保

護者が授業料以外は支出せず、それ以外を学生自身で支弁する点に特徴を見出せるルールである。保護者が授業料負担、それ以外は学生負担と、大学教育費の負担範囲を区分していることからこの呼称とした。4.「学生負担」とは授業料を学生自身が負担し、保護者の仕送りを受けない。

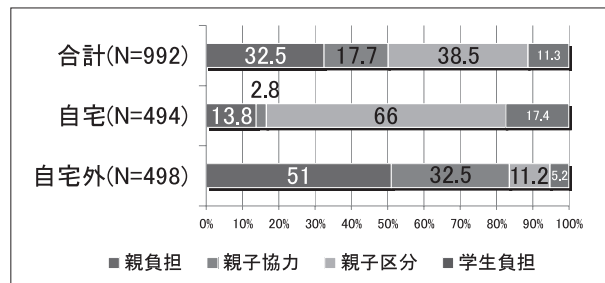


図1 居住形態別の親子間教育費負担ルール

2 変貌する「親負担」ルール：「親子区分」、「親子協力」、「学生負担」への多様化

さて、前述の四区分により大学教育費の親子間負担ルールの実際を確認していく。図1に、居住形態別の親子間教育費負担ルールを示した。筆者による調査では、大学教育費の親子間負担ルールの全体的な傾向としては、「親負担」が三

四六名と限定されており、奨学金受給率や家計所得平均等の数値データについては日本学生支援機構『学生生活調査』や小林（二〇〇八）等で利用されている東大術創成科研における『全国大学生調査』のほうに信頼性が高い。

あえて筆者自身の小規模な調査を利用するのは、前述のような大規模調査の個票データベースが現時点で公開対象となっていないという理由もあるが、積極的な理由として親子間の教育費ルールの解明を調査の主目的としているためである。小規模な調査だが、親子間の教育費ルールを、サンプルに描きだすための素材として利用していきたい。

さて、大学教育費の親子間負担ルールの分類基準は、学生役割の大きさを評価する観点から以下の三点とした。収入変数として（1）親からの仕送り・こづかいの有無、（2）奨学金利用の有無、またこれに加えて（3）授業料負担者が保護者か学生自身かに注目した。仮に月一〇万円の場合と学生自身が負担している場合、授業料を保護者が負担する役割の大きい負担ルールとなるためである。

これらの変数に注目して、表1のような親子間負担ルールの四パターンを設定した。

まず1.「親負担」ルールについては、保護者が授業料を

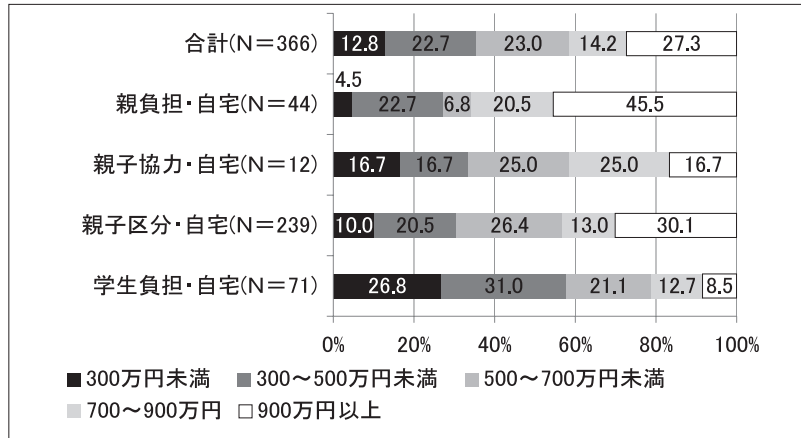


図2 教育費ルール別家計年収・自宅生

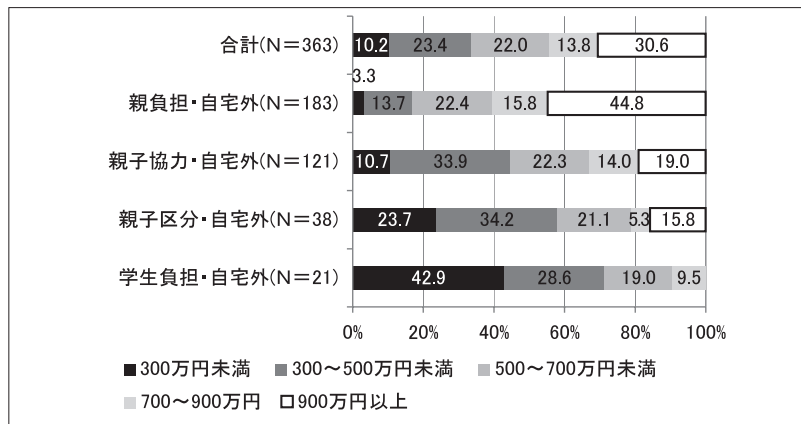


図3 教育費ルール別家計年収・自宅外生

立を考慮して親子間教育費ルールを設計する「思慮深い親」の存在があるためと見なすことができる。ただし、「学生負担」の場合には年収三〇〇万円未満、三〇〇〜五〇〇万円未満の家計が過半数となっており、低所得家計出身者が多いことは見逃すべきではない。

一方で、自宅外生については、家計所得と教育費ルールとの関連性は顕著である。「親負担」↓「親子協力」↓「親子区分」↓「学生負担」と親役割が縮小し、学生役割が大きくなるほど年収三〇〇万円未満、三〇〇〜五〇〇万円未満の低所得

二・五%、「親子協力」一七・七%、「親子区分」三八・五%、「学生負担」が一・三%となっている。すなわち大學生生活費と学費を保護者に依存する「親負担」ルールは、もはや主流とはいえない。

さて大学教育費の親子間負担ルールは、居住形態による差異が大きい。

自宅生における「親負担」ルール比率は一三・八%と低く、残りの八六・二%がそれ以外のルールを採用している。うち六六・〇%が授業料は保護者、それ以外は学生自身が賄う「親子区分」ルールを採用している。また「学生負担」の比率も一七・四%ある。自宅生の場合には保護者への依存度が授業料に限定される「親子区分」ルールが浸透しており、時には授業料すらも学生自身が負担するケースも一定数を占めているといえる。

自宅外生について述べると一見してわかるように、自宅外生の過半数にあたる五一%が「親負担」の学生が多い。ただし、それ以外の四九%は、「親負担」以外のルールを採用しており、とくに三二・五%が「親子協力」ルールを採用している。また「学生負担」ルールの自宅外生も五・二%存在しており、自宅生と比較して大学教育費がかかる自宅外生でも、親子間教育費負担ルールの多様化が認めら

れる。

### 3 「健気でない親」と「思慮深い親」

ここで、家計年収と保護者所得との関連性を確認しておく(図2、図3)。これにより「健気でない親」とはどのような親なのかについて、検討してみたい。

自宅生では教育費ルールと世帯年収との関連性が、一樣ではない(図2)。たとえば「親子協力・自宅」の一六・七%、「親子区分・自宅」の三〇・一%は年収九〇〇万円以上の家計の出身学生である。一定の所得でありながら、子どもに奨学金利用や、授業料負担をさせる保護者の存在は、「健気でない」とも見えるが、子どもの成長を考えてあえてそうしている「思慮深い親」である可能性も高い。

筆者自身の教える子の中にも、保護者の経済水準が高くとも「親が生活費を出す、学費は自分(子ども)のために」なるのだから自分で払うもの」との親の見解のもとで「親子協力」「親子区分」ルールを採用している学生は複数いる。

すなわち、自宅生において、教育費ルールと家計年収の関連性が一樣ではないのは、このように子どもの勉学や自

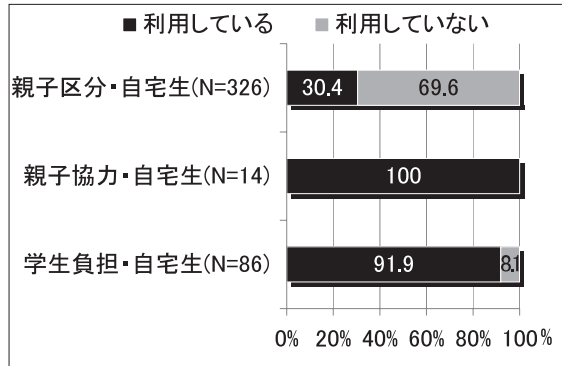


図4 奨学金利用率・自宅生

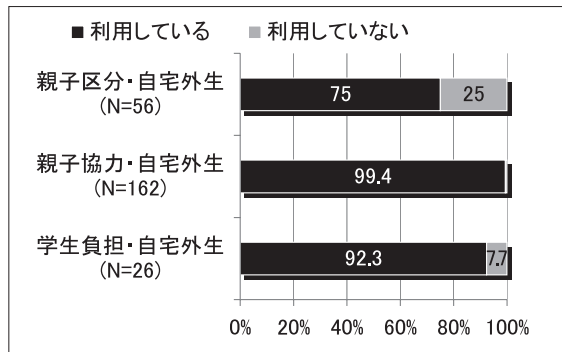


図5 奨学金利用率・自宅外生

ここまでは、親子間負担ルールの多様化を確認してきた

1 学生経済支援の現状：奨学金利用の浸透と授業料免除の課題

三 学生経済支援の現状とその課題

が、親の経済的役割が縮小するほど、学生はアルバイトか奨学金の利用に依存せざるをえないことは必然である。

奨学金利用については、「親子区分・自宅」を除いて、利用率が高く、大学教育費の親子間の分担を支えるための「財源」として浸透していることがわかる(図4、5)。なおこの場合の奨学金とは、圧倒的に日本学生支援機構奨学金であり、大学や地方自治体による奨学金利用者はきわめて少ない(図6)。

ただし、授業料免除については、今回の調査対象者のうちの二・三%しか対象者がおらず、また教育費パターン別にみても、「学生負担・自宅外」の五〇%の学生が半額もしくは全額授業料免除の対象となっているほかは、授業料免除対象者が〇〜一〇%程度にとどまっている。すなわち、日本の限定された授業料免除制度は、学生生活に集合的な影響を及ぼすレベルには達していないといえる。

表2 居住形態別収入平均額・自宅生 (単位：円)

	仕送り額	アルバイト額	奨学金	収入合計
親負担・自宅(N= 66)	19,706	21,803	0	41,379
親子協力・自宅(N= 13)	14,143	24,143	52,538	92,231
親子区分・自宅(N=302)	0	43,359	12,043	54,917
学生負担・自宅(N= 86)	0	44,988	53,909	96,348

表3 居住形態別収入平均額・自宅外生 (単位：円)

	仕送り額	アルバイト額	奨学金	収入合計
親負担・自宅外(N=246)	68,118	25,996	0	93,744
親子協力・自宅外(N=152)	43,698	25,719	50,368	119,327
親子区分・自宅外(N= 51)	0	33,185	51,538	84,745
学生負担・自宅外(N= 25)	0	43,280	60,920	102,542

層が増える。とくに「学生負担・自宅外」には今回調査では、年収九〇〇万円以上家計は存在しない。潮木の指摘するように、家計が苦しいと子どもの経済支援を行わない「健気でない親」の存在は、自宅外生の教育費ルールで明確にあらわれる。大学に自宅外生として通学する学生は、より多くの大学教育費を必要とする。この場合、家計年収が低い場合、自らの経済的役割を縮小し、子どもの負担を大きくすることで大学教育費を賄わせようとする傾向がより顕著にあらわれるものと考えられる。

4 親スポンサー以外の学生の「財源」

ところで、「親負担」ルールが非主流化する中で、学生はその財源をどのように調達しているのだろうか。表2、表3は居住形態別に、収入の平均額を示したものである。アルバイト平均額は「親子区分(自宅)」「学生負担(自宅/自宅外)」が高く、また奨学金平均額が「親子区分・自宅外」「親子協力(自宅/自宅外)」「学生負担(自宅/自宅外)」で高い。「学生負担」ルールの学生は、奨学金だけでなく、アルバイトへの依存度も高めている実態が確認できる。

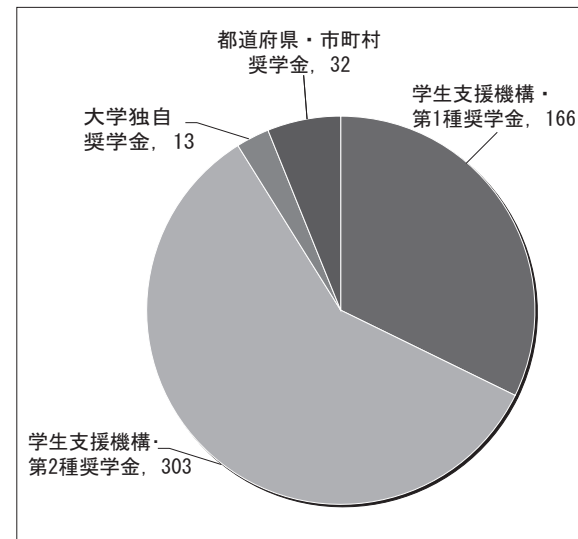


図6 利用している奨学金の種類 (自宅/自宅外)

2 学生経済支援の課題：「健気でない親」と「健気でない大学・政府」

「健気でない親」は、今後はおそらく増えることはあっても減ることはないであろう。こうした中で、学生経済支

近年では東京大学や東京学芸大学のように、低所得家計出身者を基準として授業料免除や独自奨学金貸与等の経済的支援を行う動向も活性化しつつあるように見える。しかし、日本学生支援機構「大学等における学生生活支援の実態調査」(二〇〇六年度)では国立大学の学内独自奨学金の設置率は二七・八%、公立大学で一四・一%にすぎない。私立大学では七八・七%が導入しているが、その多くは学業・課外活動優秀者などのメリットベース奨学金である。授業料減免制度については、国・公・私立や大学毎に経済的基準や減免率が異なり、いったい何%の学生がその対象となり、対象となる家計所得の基準がどの程度であるのかといった全体像の把握すら困難な現状である。

こうした現状をどのようにあらためていくべきかという議論はさまざまにありうるが、政府レベルでの貸与奨学金の拡大と浸透をふまえたうえで、低所得階層出身で「学生負担」のような学生役割が大きい大学教育費負担ルールのもとにある学生への支援の充実が急務である。とくに、授業料免除の対象者となる所得基準の明示やそのための財政的手段の在り方(大学毎の資産の拡大や運用、低所得家計出身学生数に応じた国立大学運営費補助金の調整、私学助成における「授業料減免事業等支援経費」の拡充)は、低

援に対する大学や政府の役割の重要性は、繰り返し何度も語られてきた(藤森二〇〇七)。しかし日本では「健気でない大学・政府」もまた課題である。

すでに言い尽くされたことだが、日本の学生経済支援の量的水準は、国際的にみて低い。奨学金拡大政策の大学ユニバーサル化への効果は認められるが、日本学生支援機構奨学金の特別免除制度の廃止により「日本の奨学金はグラントがないという点で、各国と大きく異なる」(小林二〇〇八、一一〇頁)。また新聞報道にもとづけば日本学生支援機構の個人信用情報機関加盟により将来的には滞納へのペナルティが拡大される。こうした動向は、家計の「ローン回避」行動を高め、大学進学機会だけでなく進学後の修学継続も困難になる学生層を拡大する懸念もある。

いっぽうで大学側ではGPA制や単位キャップ制等、学生の学業成績が大学生活で評価される教育改革を導入し、中央教育審議会も「学士力」強化等、大学での学習や教育の質保証を強める方向性を打ち出している。大学改革や学士課程における教育の充実が結構なことであるが、大学生が大学での教育達成やアウトカムを高めていくための条件として、経済的基盤の確立は重要であることを、大学人は念頭に置いて行動するべきである。

所得家計からの進学機会の保障や、学業継続に際して重要な施策の一つと考えられる。

この前提として、大学毎の学生の経済実態の把握と情報の集約も必要である。大学毎に「学生調査」なる取り組みは行われているが、学生の経済的実態に対する設問事項は多いものの、いかなる経済的支援を学生は必要としているかについて明らかにしたものはいわゆる「少ない」。

教育の質の保障や、国際競争力の向上に取り組む日本の大学において、大学毎に学生経済支援保障を充実させることも重要であり、そのための「議論」ではなく「行動」を期待したい。

引用参考文献一覧

藤森宏明、二〇〇七、「奨学金拡大政策の効果に関する実証的研究——理工系学部に着目して」『高等教育研究』第一〇号、二五七—二七七頁。  
 小林雅之編著、二〇〇八、『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター。  
 潮木守一、二〇〇六、『大学再生への具体像』東信堂。  
 島一則、一九九九、「親と大学生の学生生活費負担に関する実証的研究」、日本高等教育学会『高等教育研究』第二号、一七七—二〇一頁。